

## 【訂 正】

「令和3年度版 税務インデックス」（令和3年6月刊行）において下記の訂正・修正がありましたので、お詫びして訂正させていただきます。

税務研究会出版局

### P77 4. 所得控除 雑損控除(2)文中

(誤) …合計所得金額が48万円以下の…

(正) …**総所得金額等**が48万円以下の…

合計所得金額（所法2①三十）ですと、純損失の繰越控除等の適用前の金額となってしまいますので、総所得金額等（総所得金額（所法22②、措法8の4③）、山林所得、退職所得）が正しいです。

### P296 【個人住民税】申告納税先と課税対象

(誤) ※所得金額が35万円以下である場合等…

(正) ※所得金額が**45万円以下（R2以前は35万円以下）**である場合等…

### P298

(誤) ※4 従業者の数の算定は「従業者の数の算定」291頁を参照。

(正) ※4 従業者の数の算定は「従業者の数の算定」**299**頁を参照。

以上、お詫びして訂正いたします。